

(30) ゴルフ競技

- 1 期 日 2021年7月15日(木)・16日(金)
- 2 会 場 西那須野カントリー倶楽部
〒329-2747 栃木県那須塩原市千本松 804-2
Tel 0287-37-8111
- 3 競技開始 2021年7月16日(金)
OUT 午前8時から 8分間隔
3人組 8組
- 4 種別及び参加人員

種 別	監 督	選 手	参加都県	合 計
少年男子	1	3	8	32

5 競技上の規程及び方法

- (1) ゴルフ規則：(公財)日本ゴルフ協会競技規則及び本競技の条件・ローカルルールを適用する。
- (2) プレーの条件：競技は18ホール・ストロークプレーとする。
- (3) 団体戦の順位については、参加選手全員の18ホール合計のスコアの少ない順に順位を決定する。上位5都県が第76回国民体育大会ゴルフ競技に出場する。

なお、悪天候等のため参加選手全員が18ホールのプレーが終了できない場合は、国体方式により都県の参加選手2名の合計スコアで順位を決定する。

タイの決定方法

ア 最小スコアの選手を比較し、少ない都県を上位とする。

イ アと同様に第2位の選手のスコア

ウ アの選手のスコアのマッチングスコアカード方式

(同チーム内で同スコアの選手がいる場合は、スコアカードを先に提出した選手のスコアを採用する。)

エ 監督のくじ引きとする。

- (4) 参加申込選手の変更は、疾病、傷害等の特別な場合に限り1名以内とする。医師の診断書を必要とし、変更届は監督会議開始前までとする。

※本大会は第76回国民体育大会関東ブロック大会新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインに基づいて実施します。

6 参加資格、所属都県及び選手の年齢基準

第76回国民体育大会関東ブロック大会総則8に定めるものの他、次による。

- (1) 選手は、(公財)日本ゴルフ協会競技者登録規定による登録競技者(アマチュア)であること。
なお、未登録者が本大会代表者となるためには、本大会出場を条件として一時登録を認められた者であること。
- (2) 監督は、公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度に基づく、公認ゴルフ指導員、公認ゴルフ教師、公認ゴルフ上級教師のいずれかの資格を有する者であること。
アマチュアは、公益財団法人日本ゴルフ協会の競技者登録規程による登録競技者であること。
なお、未登録者が本大会代表者となるためには、本大会出場を条件として一時登録を認められた者であること。
- (3) 2003年4月2日から2007年4月1日までに生まれた者とする。

7 参加上の注意

- (1) 公式練習日は全チーム参加する。ただし、経費は各都県選手団が負担する。
- (2) 競技当日のスコアラーは、競技委員が帯同して行う。
プレーはセルフプレーとする。

8 組合せ抽選会

- (1) 組合せ抽選会 参加申込締め切り後、事務局が行う。
- (2) 組合せ方法 3人組(A、B、C)とし、各組に参加都県の選手1名が参加する。

9 参加・宿泊申込

- (1) 第76回国民体育大会関東ブロック大会総則及び宿泊要項を熟読の上、参加者負担金を納入し、参加申込及び宿泊申込等はWebページにアクセスし、必要事項を入力の上、申込期限までに手続きを完了すること。なお、完了しない場合は、原則として大会への参加を認めない。
- (2) 宿泊業務取扱機関は、「東武トップツアーズ株式会社 宇都宮支店」とする。

10 その他(諸会議・閉会式)

- (1) 公式練習日 2021年7月15日(木) 午前8時スタート
- (2) 監督会議 日時 2021年7月15日(木) 開会 午後3時30分
会場 西那須野カントリー倶楽部内
- (3) 閉会式 2021年7月16日(金) 午後3時30分(予定)
及び成績発表 西那須野カントリー倶楽部内

第 76 回国民体育大会 関東ブロック大会

開催日 : 2021 年 7 月 16 日 (金)

開催コース : 西那須野カントリー倶楽部

本競技は日本ゴルフ協会発行のゴルフ規則とこのローカルルールと競技の条件を適用する。

本書に記載の無い事項や追加変更がある場合は競技規定やプレーヤーへの通知文書、または競技会場での掲示物に掲載されるので必ず参照すること。

ゴルフ規則によって別に定められている場合や本書に罰が記載されている場合を除き、このローカルルールの違反の罰は、「一般の罰(2 罰打)」となる。

ローカルルール

1. アウトオブバウンズ(規則 18.2)

アウトオブバウンズは、フェンスの柱のコース側を地表レベルで結んだ線によって定められる。

2. ペナルティーエリア(規則 17.1)

林間に設置された赤杭は本競技では適用しない。

3. 異常なコース状態(動かさない障害物を含む)(規則 16)

(a) 修理地

(1) 青杭を立て、白線で囲まれた区域。

(2) グリーンの前後やフェアウェイにあるヤーデージマーキングペイント(スタンスへの障害は除く)。

(b) 動かさない障害物

(1) 排水溝

(2) 小砂利、ウッドチップ、松葉などを使用して舗装した区域。小砂利やウッドチップなどの個体はルースインペディメントである。

(3) 複数の動かさない障害物が接している場合、それらはひとつの動かさない障害物として扱われる。

(4) 動かさない障害物と白線でつながれている区域は、その動かさない障害物の一部として扱われる。

(5) 3 番、6 番、13 番、14 番、17 番ホールのアnderパス(地下道)の中に球がある場合、元の球か別の球をアnderパス近くにあるドロップゾーン(白線をもって標示する)に罰なしでドロップすることができる。

このドロップゾーンは規則 14.3 に基づく救済エリアである。

4. プレー禁止区域

(a) 電磁誘導カート用の 2 本のレールは、全幅をもってプレー禁止区域であり、異常なコース状態として扱われる。規則 16.1f に基づき、そのプレー禁止区域による障害からの罰なしの救済を受けなければならない。

ただし、スタンスにだけ障害となる場合は、そのままプレーすることもできる。

(b) 5 番ホールのパティンググリーンの左奥にある白線によって定められるレッドペナルティーエリアの中のこの区域はプレー禁止区域である。

球がそのペナルティーエリアの内側でそのプレー禁止区域の中にある場合、その球をあるがままにプレーしてはならず、規則 17.1e に基づいてそのプレー禁止区域による障害からの救済を受けなければならない

5. 不可分な物

以下の物は不可分な物であり、無罰の救済は認められない。

(a) 樹木やその他の恒久的な物件に巻きついたり、密着させてあるもの。

(b) ペナルティーエリア内にある人工の壁や杭でできた構造物。

6. 後方線上の救済をとり、救済エリアの外からプレーした球

後方線上の救済を受ける場合、プレーヤーが関連する規則(規則 16.1c(2)、17.1d(2)、19.2b、19.3b)によって求められる救済エリア内に球をドロップしたが、その球がその救済エリアの外に止まった場合、その球をドロップしたときに最初に地面に触れた箇所から 1 クラブルングス以内にその球が止まっているのであれば、追加の罰はない。

この罰の免除は、球が基点よりホールに近い所からプレーされていたとしても、元の球の箇所や、球がペナルティーエリアの縁を最後に横切ったと推定した地点よりホールに近づいてプレーしていなければ、適用する。

このローカルルールは関連する規則の後方線上の救済に関する処置を変更するものではない。つまり、基点と救済エリアはこのローカルルールによって変更されず、正しい方法で球をドロップし、その球が救済エリアの外に止まったプレーヤーは、それが起きたのが最初のドロップであっても、2 回目のドロップであっても、規則 14.3c(2)を適用することができる。

7. 壊れた、または著しく損傷したクラブの取り替え

規則 4.1b(3)は次のように修正される:

プレーヤーのクラブを乱暴に扱った以外のケースでラウンド中にそのプレーヤーやキャディーによって「壊れた、ま

たは著しく損傷した」場合、そのプレーヤーは規則 4.1b(4)に基づいてそのクラブを別のクラブに取り替えることができる。クラブを取り替える場合、そのプレーヤーは壊れた、または著しく損傷したクラブを規則 4.1c(1)の処置を使用して、すぐにプレーから除外しなければならない。

このローカルルールの違反に対する罰:規則 4.1b 参照

8. クラブと球の規格

(a) ストロークを行うために使うドライバーは R&A が発行する最新の適合ドライバーヘッドリストに掲載されているクラブヘッド(モデルとロフトで識別される)を持つものでなければならない。

(b) ストロークを行うとき、プレーヤーは 2010 年 1 月 1 日に施行された用具規則の溝とパンチマークの仕様に適合するクラブを使わなければならない。

(c) ストロークを行うときに使用する球は R&A が発行する最新の適合球リストに掲載されていなければならない。

このローカルルールの違反に対する罰:失格

9. ゴルフシューズ

ラウンド中、プレーヤーは下記の特徴を持つシューズを履いてはならない:

伝統的なスパイクすなわち、地面を深く貫くようにデザインされた 1 つあるいは複数の鋲を有するスパイク(メタル製、セラミック製、プラスチック製、その他の材質かは問わない)。

このローカルルールの違反に対する罰:規則 4.3 参照

10. プレーの中断と再開(規則 5.7)

(a) 即時中断(落雷等、切迫した危険がある場合)

委員会がプレーの即時中断を宣言した場合、すべてのプレーヤーは直ちにプレーを止めなければならない、委員会がプレーを再開するまでは別のストロークを行ってはならない。

このローカルルールの違反に対する罰:失格

即時中断中は、委員会がオープンと宣言するまで、すべての練習施設はクローズとなる。クローズとなった練習施設で練習しているプレーヤーは練習を止めるように要請される。その要請に従わなかった場合、失格とすることがある。

(b) 通常の中断(日没やコースがプレー不能)

規則 5.7b, c, d に従って処置すること。

(c) プレーの中断と再開の合図

即時中断 : 1 回の長いサイレン

通常の中断 : 連続する 3 回の短いサイレン(繰り返し)

プレーの再開 : 2 回の短いサイレン(繰り返し)

と同時に、本部より競技委員を通じてプレーヤーに連絡する。

11. 練習

ホールとホールの間、プレーヤーは次のことをしてはならない。

終了したばかりのパッティンググリーンやその近くで練習ストロークを行う。または、終了したばかりのパッティンググリーンの表面をこすったり、球を転がすことによってパッティンググリーン面をテストする。

12. キャディー

プレーヤーはラウンド中キャディーを使用してはならない。

このローカルルールの違反に対する罰:違反があった各ホールに対して一般の罰を受ける。違反がホールとホールの間で起きたり、ホールとホールの間まで続く場合、プレーヤーは次のホールで一般の罰を受ける。

競技の条件

1. スコアカードの提出

スコアリングエリア方式を採用する(プレーヤーの両足がエリアから出た時点をもって提出されたものとみなす)。

2. 競技終了時点

競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。

注意事項

1. 本競技においては、黒ティーマーカーを使用する。
2. ローカルルール9項において規制されるシューズ以外でもグリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがある。
3. プレーヤーにエチケット違反、または非行があった場合には「行動規範」に基づいて制裁を受けることがある。また重大な非行があった場合には規則 1.2a および 20.2 に基づいて失格とする場合がある。
4. 打放し練習場においては備付けの球を使用し、スタート前の練習は1人1コイン(30球)を限度とする。
5. アプローチ・バンカー練習場は、自己の球を使用すること(1人3個まで)。ハーフ終了後の練習はしてはならない。

競技委員長

<距離表>

Hole No.	1	2	3	4	5	6	7	8	9	OUT
Yards	401	546	404	385	162	427	552	204	436	3517
Par	4	5	4	4	3	4	5	3	4	36

10	11	12	13	14	15	16	17	18	IN	TOTAL
435	411	161	556	372	537	393	175	413	3453	6970
4	4	3	5	4	5	4	3	4	36	72